第5回　河内長野市学校教育のあり方検討委員会次第

日時 ： 令和8年5月19日（火） 午後7時00分
場所 ： 河内長野市役所 7階　行政委員会室

1．開　　会

2．前回のふりかえり

3．答申（案）について

4．閉　　会

第５回 河内長野市学校教育のあり方検討委員会会議資料一覧

■ 第４回河内長野市学校教育のあり方検討委員会の主な意見　【資料１】

■ 河内長野市学校教育のあり方答申（案）【資料２】

■ 河内長野市教育大綱【資料３】

第５回

河内長野市学校教育のあり方検討委員会

《会議資料》

河内長野市教育委員会

資料１

第４回河内長野市
学校教育のあり方検討委員会の主な意見

１．小学校の小規模化が進み教育水準が維持できなくなる基準

①	複式学級が１クラスでは対応可能。複式学級が２クラス発生すると教育水準の維持は困難
②	教員配置定数に余裕はない

２．中学校のあり方に関する意見、中学校の小規模化が進み教育水準が維持できなくなる基準

①	中学校についても小学校と同様に小規模化のメリットを活かした教育を行う
②	学校運営に支障をきたす目安としては、支援学級を含む学級数が４学級以下になったとき
③	施設一体型で学校運営している南花台小・中学校及び美加の台小・中学校については、②の基準から除外する

資料２

河内長野市学校教育のあり方

答　申（案）

令和〇年〇月

河内長野市学校教育のあり方検討委員会

目　　次

Ⅰ．はじめに

Ⅱ．河内長野市の学校教育の現状
　１．児童・生徒数の推移
　２．これまでの河内長野市の教育
　３．学校の小規模化における課題

Ⅲ．今後の学校施設配置のあり方
　１．基本方針
　２．小規模化のメリットを最大限に活かした教育

Ⅳ．むすびに

Ⅰ．はじめに

河内長野市においては、「ふるさとのつながりによる豊かな学び～輝く人づくりのために～」を河内長野市教育大綱の基本理念とし、「学校を地域の学びの核とした教育総合コミュニティの構築」を目指して学校教育に取り組んでこられました。

また、市内の児童・生徒数が年々減少し、学校が小規模化する状況を踏まえ、平成３０年１月の「河内長野市学校教育のあり方」答申に基づき、教育水準の維持向上を図るための教育施策や学校施設について、平成３１年４月に「河内長野市学校のあり方の方針」（以下「学校のあり方の方針」）を策定し、施設一体型小中一貫教育推進校や学校施設と社会教育施設の複合化にも取り組んでおられます。

その後７年が経過し、市内在住の児童・生徒の減少が進行し、学校の小規模化も進み、今後、学校の教育活動にもさまざまな影響を及ぼすことが懸念されるところです。

そこで、今般、小規模化のメリットを最大限に活かし、地域の教育力の活用や地域の特性に応じた、子どもたちにとってよりよい今後の学校施設配置のあり方と方策について、諮問を受けましたので、令和８年４月に新たに策定された河内長野市教育大綱の「誰一人取り残さない『こどもまんなか教育』の実現」という基本理念を踏まえ、議論を重ねた結果を取りまとめましたので答申いたします。

河内長野市学校教育のあり方検討委員会

会長　水本　哲也

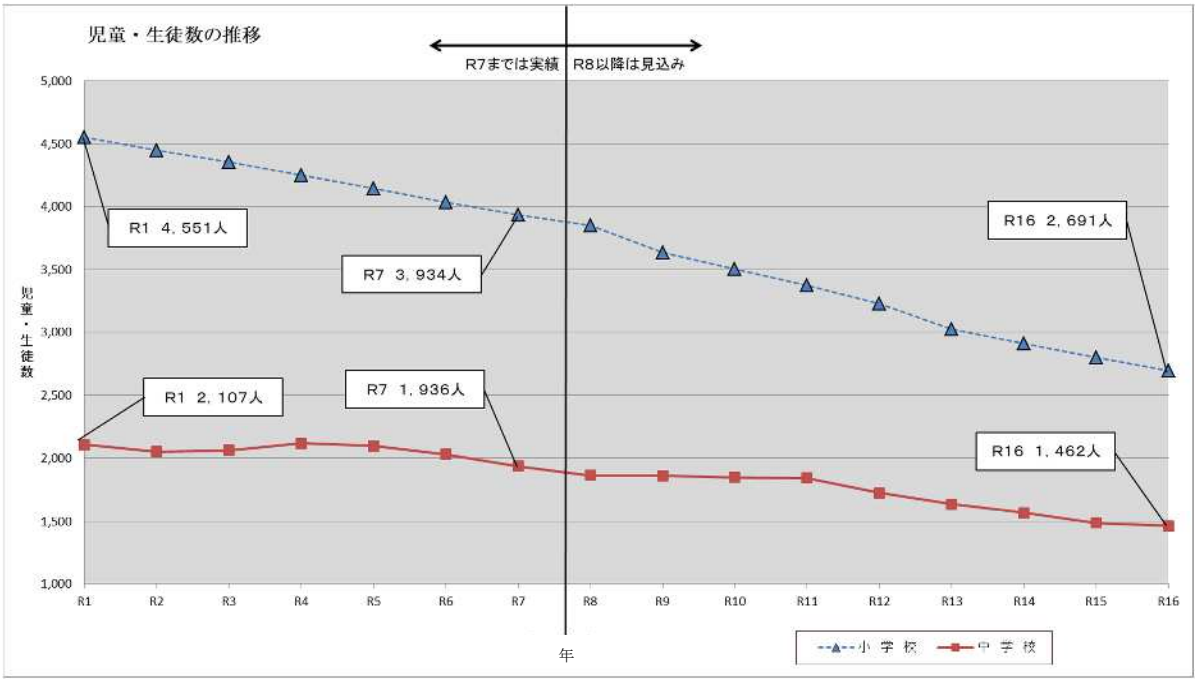
Ⅱ．河内長野市の学校教育の現状

１．児童・生徒数の推移

市立小中学校の児童・生徒数を見てみると、小学校の児童数は、昭和５８年の９，９３７人をピークに「学校のあり方の方針」を策定した平成３１年（令和元年）が４，５５１人、令和７年は３，９３４人となっています。また中学校の生徒数は、昭和６１年の５，５４５人をピークに平成３１年（令和元年）が２，１０７人、令和７年は１，９３６人となっています。児童・生徒数は今後も減少を続け、令和１６年には小学校児童数が２，６９１人、中学校生徒数は１，４６２人になると推計されています。

表１　河内長野市立小中学校の児童・生徒数推移推計　　（単位　　人）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
小	4,551	4,447	4,354	4,245	4,141	4,035	3,934	3,848
中	2,107	2,052	2,063	2,118	2,096	2,030	1,936	1,865
	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
小	3,631	3,502	3,372	3,224	3,024	2,907	2,796	2,691
中	1,862	1,847	1,843	1,725	1,636	1,567	1,488	1,462



※令和７年までは５月１日現在、令和８年以降は推計値

表２　河内長野市立小中学校別児童・生徒数推計　　（単位　　人）

		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
小学校	千代田	612	640	623	619	622	640	623	625	627	629
	長野	710	673	611	574	539	516	455	423	393	365
	小山田	278	258	253	262	246	218	206	196	187	178
	天野	115	112	99	100	92	88	87	83	79	75
	高向	127	126	115	111	110	95	89	84	79	74
	三日市	579	552	524	498	483	459	435	415	395	376
	加賀田	187	179	146	149	137	128	117	108	100	93
	天見※	67	61	65	64	64	59	68	68	68	68
		(0)	(1)	(4)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)
	楠	342	340	323	319	310	312	310	305	300	295
	石仏	184	181	170	164	160	148	131	124	117	111
	川上	267	287	283	250	242	224	207	199	191	183
	美加の台	255	236	219	198	172	150	122	108	96	85
	南花台	211	203	200	194	195	187	174	169	164	159
	計	3,934	3,848	3,631	3,502	3,372	3,224	3,024	2,907	2,796	2,691
中学校	長野	515	509	484	465	452	430	424	385	347	328
	東	422	403	398	406	414	397	356	342	330	318
	千代田	440	412	430	449	466	420	410	416	432	435
	西	123	119	129	122	118	112	97	97	82	94
	加賀田	212	199	203	185	178	158	150	147	128	133
	南花台	97	100	98	99	97	91	91	86	89	83
	美加の台	127	123	120	121	118	117	108	94	80	71
	計	1,936	1,865	1,862	1,847	1,843	1,725	1,636	1,567	1,488	1,462
	合計	5,870	5,713	5,493	5,349	5,215	4,949	4,660	4,474	4,284	4,153

※推計値について

- 令和 13 年までの推計値については、令和 7 年 5 月の住民基本台帳の年齢別人口により算定。
- 令和 14 以降の推計値については、過去 5 年分の出生数の平均値から算出。
- 中学校の生徒数については、中学校進学時点において、１割の児童が、国立及び私立中学校へ進学したものとして推計。

※天見小学校上段は全児童数。下段は全児童の内、天見地区在住の児童数。

※天見小学校の上段の児童数の推計値については、小規模特認校（市内全域から就学希望者を受け入れる）である為、天見地区の推計児童数に加え、区域外からの就学希望者を加味して推計。

※天見小学校の下段の令和 13 年までの推計値については、令和 7 年 5 月住民基本台帳の年齢別人口により算定。

２．これまでの河内長野市の教育

「学校のあり方の方針」に基づき、取組みを進めています。令和６年４月には南花台小・中学校にて施設一体型小中一貫教育を実施し、令和８年３月には加賀田小学校と加賀田公民館の複合化を実施しています。また、令和９年４月には美加の台小・中学校にて施設一体型小中一貫教育を予定しています。

通学状況は、児童・生徒の心身の負担を考慮し、小学校は概ね４ｋｍ以内、中学校は概ね６ｋｍ以内を通学距離の目安とし、時間については小・中学校とも概ね１時間以内を目安としています。公共交通機関等を活用している児童・生徒を除き、この基準以内の通学距離・時間となっています。

（１）「縦のつながり」としての小中一貫教育

小学校から中学校の教育への円滑な接続を目指し、全中学校区において施設一体型、また、施設分離型の小中一貫教育を展開しています。

（２）「横のつながり」としての学校運営協議会制度

地域ぐるみの教育をめざし、全小中学校に学校運営協議会を設置しています。学校運営協議会には保護者や地域の人々が参画し、学校・家庭・地域が一体となったより良い学校作りを進める「コミュニティ・スクール」として学校運営をしています。

（３）１人１台学習者用端末を効果的に活用した教育活動

ＧＩＧＡスクール構想により導入した１人１台学習者用端末を効果的に活用し、子どもたちの主体的な学びの充実を図っています。

ＩＣＴを活用して離れた学校の教室どうしをつなぎ、両校の児童・生徒が合同で学ぶことで、多様な考えに触れ、コミュニケーション能力や社会性を育むなど、教育の質の向上を図っています。

（４）施設一体型小中一貫教育推進校

南花台地区では令和６年度から施設一体型小中一貫教育推進校を設置し、小中学校の児童・生徒が同じ敷地内で学び、９年間で一貫した教育の充実を図っています。また、美加の台地区においても令和９年度から美加の台小学校が美加の台中学校内に移転し、施設一体型小中一貫教育推進校になる予定です。

（５）小学校と公民館の複合化

加賀田小学校と加賀田公民館を複合化することにより、児童と地域住民との交流がより深まり、地域のつながりの強化や児童にとって新しい学びの機会の創出を図っています。

（６）小規模特認校

天見小学校は平成１２年度より「小規模特認校」に指定され、通学区域に関係なく市内どこからでも子どもたちが通える学校です。１クラス２０人までの少人数の教育環境を活かした小学校と地域との協働による特色あ

る教育を実施しています。

３．学校の小規模化における課題

平成２７年１月２７日文部科学省が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では小・中学校ともに１２学級以上１８学級以下が標準とされています。児童・生徒が集団の中で、社会性や規範意識を身につけ、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが学校教育のねらいです。文部科学省は学校が小規模化することにより、学習面、生活面、学校運営面においての課題を指摘しており、本市でも以下のとおり同様の課題が見受けられます。

（１）児童・生徒の学習面での課題

・集団の中で多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会が少なくなりやすい
・１学年１学級の場合、ともに努力してよりよい集団をめざすなど、学級間の相互啓発がなされにくい
・運動会や音楽会などの学校行事における集団教育活動に制約が生じやすい
・クラブ活動や部活動の種目が限定される
・児童・生徒数・教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい
・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい

（２）児童・生徒の生活面での課題

・クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価などが固定化しやすく、人間関係がこじれた場合、修復が困難になりやすい
・切磋琢磨する機会が少なくなりやすい
・組織的な体制が組みにくく、指導方法などに制約が生じやすい

（３）学校運営面での課題

・教職員が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい
・学年別や教科別の教職員どうしで、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力が行いにくい
・教職員１人に複数の校務分掌が集中しやすい
・学年会が成立しないなど組織的な指導体制の構築が困難となる
・免許外指導の教科が発生する可能性がある

本検討委員会では、これらの課題解決に向け、次の３つの観点に基づき「今後の学校施設配置のあり方」について整理しました。

① 学校の更なる小規模化による学校施設への影響と対応
② 学校と地域との連携
③ 通学の安全性

Ⅲ．今後の学校施設配置のあり方

小・中学校は子どもたちの教育のための施設であるだけでなく、学校が存在する地域のコミュニティの核としての性格を有していることから、防災や地域の交流の場など、さまざまな機能を併せ持っており、地域のまちづくりとは切り離せないという性格も有しています。学校運営協議会を有効に機能させ、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校と地域が協働した取組みが必要になります。特に小学校においては地域との結びつきが強く、学校と地域が連携し、地域の教育力を活かした教育が必要です。

今後更に学校の小規模化が進んだ際の学校施設配置を考える上での基本的な考え方は、平成３１年４月策定の「学校のあり方の方針」を原則としつつ、令和８年４月に策定した河内長野市教育大綱の「誰一人取り残さない『こどもまんなか教育』の実現」を踏まえ、次のとおりとしました。

１．基本方針

■小学校については、
地域との結びつきが深いことや適正な通学距離の設定の必要性から安易な統廃合は行わないこととする。
子どもたちの教育に与える顕著な影響を克服できる手段が学校統廃合以外にないとする時期までは、学習面・生活面・学校運営面の課題に対し、様々な対応策を展開することとし、学校の小規模化のメリットを最大限に活かした教育を展開する。
子どもたちの教育に与える顕著な影響を克服できる手段が学校統廃合以外にない場合の目安は、複式学級が複数発生したときとする。

■中学校については、
小学校と同様に安易な統廃合は行わないこととし、学校の小規模化のメリットを最大限に活かした教育を展開することとする。
学校の小規模化が、学校運営上支障をきたす場合は、校区再編を含め中学校の配置について検討する。支障をきたす場合の目安は、支援学級を含む学級数が４学級以下となるときとする。
※南花台中学校・美加の台中学校については、既に施設一体型小中一貫教育推進校として小・中学校全体で対応を行っており、学級数が４学級以下になったとしても学校運営が可能であるため配置の検討の対象とはしない。

２．小規模化のメリットを最大限に活かした教育

（１）小中一貫教育

本市では平成２４年度から全中学校区において施設分離型の小中一貫教育を展開しています。また、令和６年度には南花台地区において施設一体型小中一貫教育を実施し、令和９年度からは美加の台地区において施設一体型小中一貫教育を予定しています。

一貫性のあるきめ細やかな指導体制を確立し、義務教育９年間の教育の充実を図ることができます。小・中学校相互の乗り入れ授業の実施などにより、いわゆる「中１ギャップ」の解消につながると考えられます。そして、一貫

性のある教育による異学年交流により暴力行為などの問題行動件数の減少が期待されます。
　また、平成２８年学校教育法改正により小学校の６年間を前期課程、中学校の３年間を後期課程とした一貫教育を行う学校種として義務教育学校が新設されました。義務教育学校では発達段階の大きく異なる９年間の教育を一貫した教育課程で行います。９年間を一つの学校に通うため、いわゆる「中１ギャップ」が解消されると言われています。本市では南花台地区・美加の台地区において施設一体型小中一貫教育を行っており、さらなる教育の充実を図るため義務教育学校についても設置の検討が必要であると考えます。

（２）小規模特認校
　河内長野市では、平成１２年に天見小学校が小規模特認校の指定を受け、少人数指導や自然・地域資源を活かした特色ある教育を行っています。
　小規模特認校は平成９年に文部省から示された「通学区域制度の弾力的運用について」により、通学区域外からも希望により就学を認める少人数で教育を行う学校です。

（３）チーム担任制
　小学校においては、学級担任を１人の教員に固定せず、複数の担任がチームになって１つの学級を運営します。このことにより教員間の連携を深め、多面的かつ柔軟な対応により教育の質向上を図ることができます。

（４）異学年学級編成による教育活動
　生活、音楽、図工、体育、道徳等の一部の教科や給食、学級活動を異学年で一緒にします。異学年交流により年齢を超えた人間関係が構築できる等の効果があるといわれています。また、２学年を２つのクラスで活動することで疑似的なクラス替えが可能になります。

（５）中学校部活動の地域展開
　中学校の部活動は、スポーツや文化芸術に親しむ機会を生徒に提供し、心身の成長や社会性の育成を担ってきました。しかし、これまでは教育課程外の活動でありながら教員の献身的な貢献に過度に依存して維持されてきたという側面があり、学校の規模が小さくなる中、学校の教員のみに頼る指導体制の維持が困難となっています。また、１つの学校単位ではチームスポーツなどが十分に実施できないことが発生しています。現在、全国的に教員の負担軽減と活動の持続可能性を両立させるため、学校単位の活動から地域クラブへの移行など、そのあり方が根本的に見直されています。
　この全国的な流れの中、本市でも部活動の地域展開が進められています。部活動の地域展開が軌道に乗れば、部活動の種目が限定されるという課題は解消されると考えられます。

（６）学校間合同授業
　徒歩、または、バスの移動により複数校が集まって合同授業や合同行事を

実施することにより、他校の児童・生徒とともに学習することで刺激を受けることが期待できます。１学年１０人の学校と１学年１０人の学校が統合しますと、教員は１人配置となります。学校を統合せず合同授業をしますと、子ども２０人に対して教員２人での授業が実施可能となり、よりきめ細やかな指導が実現するとともに疑似的なクラス替えなど多様な教育形態が可能になります。

（７）ＩＣＴの活用による他校等との遠隔授業

ＩＣＴを活用することで、離れた学校の教室をつなぎ、両校の児童・生徒が合同で学ぶことができます。本市では、オンラインで複数の学校間をつないで、読書のおすすめ本を紹介するベストブックバトルを実施しています。多様な考えに触れ、コミュニケーション能力や社会性を育むことができます。また、オンラインで企業や病院とつながり、講義をうけるという授業も実施しています。ＩＣＴの活用による遠隔授業は非常に有効と考えられます。

（８）分校・分教室

交通機関が不便な地域や離島など本校から離れた場所に設置されることが多くあります。地域に根差した教育を継続する基盤となります。

小規模校が統廃合された際などに、旧校舎や本校から離れた場所を利用して設置する場合もあります。

Ⅳ．むすびに

少子化の進行やＩＣＴ化の進行など教育ニーズの多様化が進む中、本市の学校教育が将来にわたり持続可能であり、全ての子どもたちに最良の学びの機会を提供し続けるため、学校教育のあり方を検討することは避けて通れない喫緊の課題です。

本検討委員会では、令和７年７月から５回にわたり審議を重ねました。本市を取り巻く状況と教育の現状と課題の分析を行い、一層少子化が進む本市の教育水準を維持向上するため本答申をまとめました。

この答申は単なる施設の効率化に留まらず、質の高い教育を提供し続けるための、羅針盤となるよう検討いたしました。さらに、現在議論が進められている次期学習指導要領で示された課題等にも対応できるよう検討いたしました。

また、新たに策定した河内長野市教育大綱は、「誰一人取り残さない『こどもまんなか教育』の実現」を基本理念としており、この理念を実現するための一つの方策として、柔軟な教育課程で学ぶ「学びの多様化学校」の設置に取り組む必要もあると考えます。学校に通いにくい児童・生徒に応じた配慮が必要だと認められる場合には、学習指導要領の基準に縛られず柔軟な教育課程で一人ひとりに合った学びの場を保障することが必要です。

最後に、学校統廃合などにより児童・生徒の通学距離が基準を超える場合について、通学の負担面や安全面などに配慮し、校区再編や調整区域の新設、スクールバス導入など通学に関する支援が必要になります。また、中学校における通学手段として自転車通学の可否も検討する必要があることを申し添えます。

河内長野市学校教育のあり方検討委員会委員名簿

分野	氏名	所属等	備考
学識経験者	水本　哲也	大阪教育大学	会長
	片山　繁一	大阪体育大学	副会長
学校長	森　知佐登	小山田小学校長	
	上田　孔士	東中学校長	
ＰＴＡの関係者	井之上　佳美	三日市小学校ＰＴＡ会長	
	米谷　仁志	加賀田中学校ＰＴＡ会長	
関係団体の関係者	中谷　栄治	美加の台中学校学校運営協議会会長	
市民	東　昇	公募委員	

河内長野市学校教育のあり方検討委員会　審議経過

	開催日	議事内容
第１回	令和７年７月２２日（火）	・委嘱状交付 ・会長・副会長互選 ・諮問 ・審議の内容と検討委員会の進め方
第２回	令和７年１０月２１日（火）	・学校の更なる小規模化による学校への影響 ・学校と地域との連携 ・児童生徒の通学条件
第３回	令和７年１２月２３日（火）	・小学校のあり方
第４回	令和８年２月１７日（火）	・中学校のあり方
第５回	令和８年５月１９日（火）	・答申（案）

資料３

河内長野市教育大綱

第3期（令和8年度～令和12年度）

河内長野市

基本理念

誰一人取り残さない「こどもまんなか教育」の実現

ＥＳＤ（Education for Sustainable Development）の視点に立った学校教育を進め、子どもが本来持つ主体性や個性を発揮しながら、探究心や当事者意識を育み、協働的で対話的な学びを通じて、自己肯定感やウェルビーイングが高まる学びの環境を整備します。あわせて、すべての市民が人権意識や郷土愛に根差し、主体的に地域課題を解決できる社会教育を受ける機会を提供します。

●「個」が活きる学びへ。そして、「教える」から「学ぶ」へ。

一人ひとりの可能性を最大限に活かすため、学びの多様性に応じた学校教育を推進します。主体性や個性、人権が尊重される環境で、すべての子どものウェルビーイングを高めます。

子どもの自己実現の基盤となる学びの環境について、子どもたちが主体的に「学ぶ」、「子どもが主語」の学校の実現を目指します。また、教育に携わる者も、ともに主体性を発揮し、意識改革を重ねながらその担い手となり、持続的に学ぶ組織であり続けます。

●地域がまるごと「学びの場」。そして、「学び」を誰かの「喜び」に。

子どもも大人も、「創り手」として社会に参画できるよう、学校、家庭、地域、企業、行政が連携し、新たな価値を創造するコミュニティを実現し、学校の外にも学びがいっぱいあるまちを目指します。

そして、いくつになっても、多様な学びが身近にあるまちを実現し、学んだ知識や技術が誰かのため、地域社会のために活かすことで、豊かな「学び」と「喜び」の好循環を生み出します。

１．ビジョン（目指す姿）

基本理念に基づき、次の４つのビジョンで取り組みます。

ビジョンⅠ

地域がまるごと、学校（学びの場）。

■教育行政の役割

一人ひとりの子どもが“らしさ”を発揮しながら健やかに成長していくために、教育・子育て・福祉・産業がそれぞれの責任を明確に持ち、分野の枠を越えて、すべての子どもを“まんなか”にした横断的な協働体により連携を強化します。そして、学校教育と社会教育の一体的な取組みにより、市民や地域コミュニティ、企業等と学校園や公民館等の教育機関がつながり、生涯にわたり持続的に学ぶことができる環境を保障します。

■学校での学び

「こどもまんなか教育」を実現するために、学校での学びにおいては、子どもの自己選択・自己決定（主体性）を基盤にした一人ひとりの“らしさ”と“ペース”に応じた学び（個別最適）が実現される授業づくりを推進します。また、他者とのかかわりの中で対話を通じて協働し、互いに尊重し合う中（協働性）で、学びを深める心（探究心）を育むとともに、相互理解を高め、みんな違ってあたりまえ（多様性）であることを前提に、すべての子どもに合理的に配慮（インクルーシブ）された教育環境を整えます。

また、それぞれの地域にあるリソースを活用し、オリジナリティのある探究的な学びを展開します。

加えて、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、架け橋期にふさわしい学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上ですべての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指します。

多様で変化の激しい社会において、「民主的で持続可能な社会の創り手」 となるためには、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を自律的に決定していく力を育むことが重要です。

このため、学校教育では、「個の育ち」に責任を持ち、一人ひとりの子どもたちが自己決定しながら学んだり、自分の「好き」を見つけて深く探究したりしながら、「自分で考え、自分で決めて、自ら行動する」力を育む取組みを進めます。また、子どもたちの多様性を個性ととらえ、一人ひとりの自己実現とウェルビーイングが尊重される教育活動を推進します。

このような学びを支える学校施設では、 教室や学習スペースの安全・衛生・快適性を確保するとともに、子どもたちの学びの多様化にも対応できる教育環境を整えます。また、子どもたちが学校の外でも学びたいと思ったときに、地域の力を活用して学びの場を整え、健やかに育まれる仕組みづくりを推進します。

ビジョンⅡ

学びを、誰かの喜びに。

■地域や家庭での学び

いつでも、いつからでも学びを始めること（リカレント）ができるよう、多様な学びの場が身近にある環境を創出します。

また、学んだことを自分の中だけに留めるのではなく、得られた知識や技術を、人のため、まちのために発揮できる機会（ステージ）があることで、誰かの喜びや、人の役に立てる自分自身の喜びも生まれる学びの環境を保障します。

人生 100 年時代を迎え、誰もが生きがいを感じ、いきいきと創造的に暮らせる社会をつくるには、いつでも、どこでも、何度でも学び続けられる環境が必要です。図書館や公民館は、読書環境や情報の提供に努め、人生の各場面で生じる個人や社会の課題解決につながる学びの機会を保障します。社会教育による学びを通じて「つながり」や「かかわり」を生み出し、学びの成果や喜びを循環させることで一人ひとりの豊かで幸せな人生を支え、持続可能な社会の創り手を育成します。学びの成果は、自己の成長だけでなく、地域や社会を動かす原動力にもなります。

ビジョンⅢ

“ここにしかない”時間を求めて。

■豊かな風土で体験する学び

河内長野は千年以上続く歴史と文化の宝庫であり、“ここにしかない”時間と空間を感じることができます。また、都心から 30 分の場所にありながら、アウトドアや野外活動に適した自然に恵まれており、これらの豊かな風土で体験する学びを保障します。

加えて、体験で得た知識を伝え、活かす環境を整備します。

「ふるさと河内長野」に誇りと愛着を持ち、大切に思う心を育むことで、地域貢献できる人材を育成します。そのため、本市が有する豊かな自然や文化財を日本遺産のストーリーとあわせて活用します。このほか、地域行事、先人の教えなどの伝統や文化を伝える取り組みを充実します。また、地域社会を豊かにするため、多様な人々と協働して、歴史文化遺産の調査・研究、保存と継承、活用を進めます。

ビジョンⅣ

地産地消で、日本一の給食カレーを。

■地産地消と食を通じた学び

地元食材を使った“日本一の給食カレー”と自負できるような、おいしい給食を提供し、自然の恵みと生産者への感謝の心を育むとともに、望ましい食習慣を身に付け、心豊かで健康な生活の基礎を養うよう食育を推進します。

学校給食を通じて、地元食材を「生きた教材」として活用することは、子どもたちが食への理解を深め、自然の恵みや生産者への感謝の心を育む上で重要です。

そのため、より多くの地元食材を使える仕組みを構築し、行事食の提供等を通じて食育を推進し、子どもたちが心豊かで健康な生活を営むための基礎を養います。



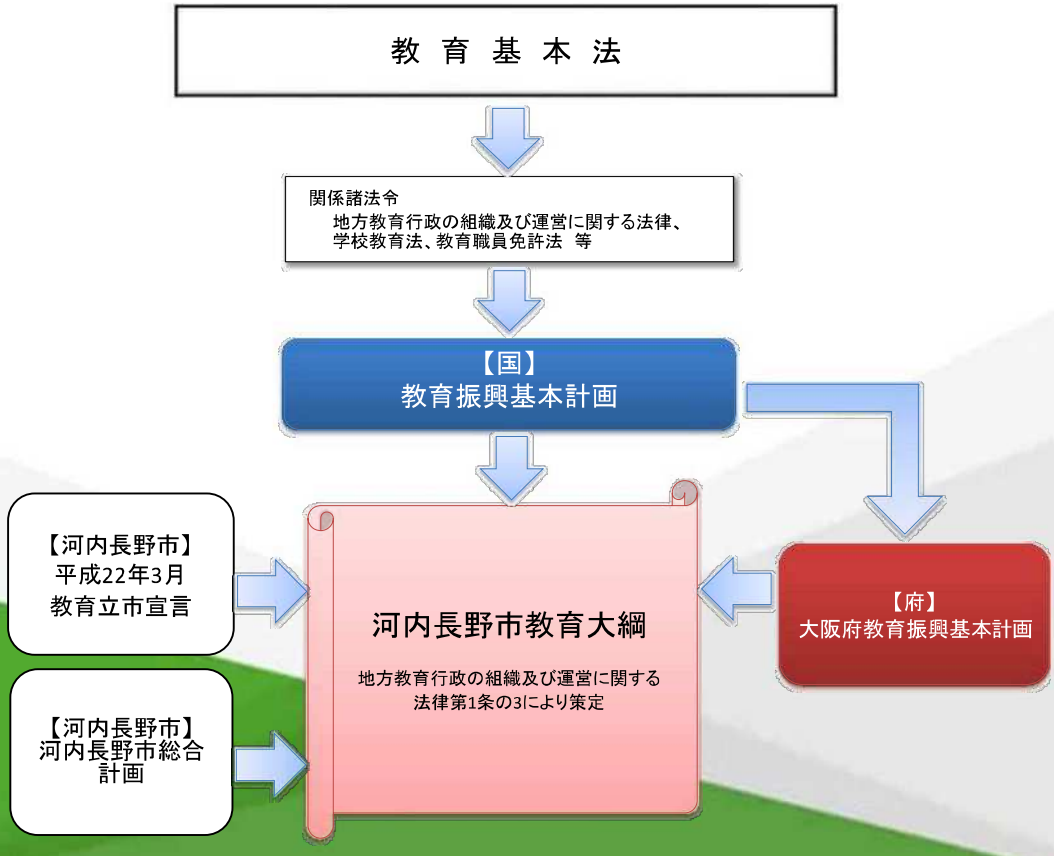
２．河内長野市教育大綱の位置づけ・期間等

（１）位置づけ

教育大綱は、平成 27 年 4 月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議し、市長が策定するものです。

> ■地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号）
>
> （大綱の策定等）
>
> 第 1 条の 3　地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

「河内長野市教育大綱」は、河内長野市総合計画並びに教育立市宣言との整合を図りながら、「教育立市のまち河内長野」の基本理念をふまえた方針を、「河内長野市教育大綱」として位置付けて定めるものです。



（２）対象期間

「河内長野市教育大綱」は、河内長野市総合計画基本計画の計画期間と整合を図るため、令和８年度から令和 12 年度までの５年間を第３期の対象期間とします。

ただし、急速に変化する社会情勢により教育が対応すべき課題も変化するので、対象期間内においても必要に応じて見直しをおこないます。

第１期対象期間　平成 28 年度～令和２年度

第２期対象期間　令和３年度～令和７年度

第３期対象期間　令和８年度～令和 12 年度

（３）これまでの取組み

教育の鼓動第１期　（H22～H26）

教育文化の基盤整備

平成 22 年３月市議会で全会一致により採択された「教育立市宣言」を起爆剤にして、主に以下の取組みによって、地域の教育文化の土俵を整備する段階

・コミュニティスクール制度導入　・小中一貫教育の導入　・読書文化の構築　・伝統文化体験学習の導入
・「ふるさと学」の開始　・ＩＣＴ教育環境の整備　・市民大学「くろまろ塾」の創設
・文化振興、スポーツ振興　・親力推進協議会の準備　等

教育の鼓動第２期（H27）から教育大綱第１期　（H28～R2）

教育文化の質的向上

教育の鼓動の第１期での取組みを基礎に据え、これらをさらに発展させるとともに、主に以下の取組みによって、学校教育、社会教育を中心に地域の教育文化の質的な向上を図る段階

・学校施設の有効活用　・学校を核にした協働型教育社会の構築　・第四領域(※)を重視した学習社会の充実
・インクルーシブ教育の推進　・小中一貫教育の充実　・放課後の育ちの保障　・日本遺産の認定
・図書館資料を活用した講座の実施　・「くろまろ塾」を中心とした生涯学習の推進　等

※第四領域：地域社会での教育において、同じ目的や興味・関心を有する大人たちを結びつけ、その活動の中で子どもたちを育てていくという、従来の学校・家庭・地縁的な地域社会とは違う、新たな教育の領域のこと。

教育大綱第２期　（R3～R7）

社会変化に対応した教育文化の内容・体制・環境の充実

教育の鼓動第１期から現在までの取組みを引き継ぎつつ、教育を取り巻く大きな社会変化に対応していくため、さらに学校教育と社会教育の内容・体制・環境を発展・充実させるとともに、主に以下の観点で施策を推進し、次代を生き抜く力や地域の課題解決能力の向上を図り、学び続ける社会を目指す段階

・Society 5.0 へ対応する教育の充実　・教育関係機関との連携や外部人材の活用の拡大
・学校の小規模化対策　・学校給食の充実　・多文化共生の推進
・GIGA スクール構想に対応した教育環境の整備　・教育施設の整備体制の構築
・歴史文化遺産の保存・継承・活用の推進、調査の実施
・ICT を活用した多様な図書館サービスの推進

３．資料

＜教育立市宣言＞

人口減少と少子高齢化が進む現代、日本の教育は大きな転換期を迎えています。こうした潮流の中で本市の教育を見つめ直すと、公教育の在り方や考え方を根本から再構築する必要が生じています。

この課題に対して、価値観の変革を伴う問題意識を浮かび上がらせ、制度や仕組みを含めて公教育の質を変革するための起爆剤が不可欠です。そこで私たちは、教育と人づくりを市政の中核に据えるという方針を示し、平成 22 年 3 月に市議会が全会一致で採択した「教育立市宣言」を位置づけます。これは、全国で先駆けとなる取り組みの一つとして位置づけられ、燕市・宇土市に次ぐ全国 3 市目の事例となりました。

温かなつながりに支えられた豊かな文化を背景に、市民全員が学びを暮らしの軸とする風土を育てていきます。子どもも大人も、ふるさとで豊かな学びを保障される“学びの里”を創出します。そして、日本の美意識を育み、ふるさとを深く愛する心を培いながら、グローバル化する社会で活躍できる人材を地域全体で育てていかなければなりません。

この思いを宣言文に落とし込み、主語は「私たちは」に統一しました。

河内長野市教育立市宣言

前文

河内長野市は、美しい自然、豊かな伝統や文化に包まれたまちとして歴史を築くとともに、市制施行以来、さまざまな都市基盤の充実に努めてきました。

日本の社会は、人口の減少や少子高齢化の到来の中で、技術革新、産業構造の変化、情報化、国際化などがよりいっそう進展した知識基盤社会へと移行していきます。

このような大きな変化の中にあって、一人ひとりの健康で充実した人生のため、市民自らの意思と行動で、学びの場や機会を創出する生涯学習社会の構築が必要です。

そして、「わがまち河内長野」の活力を維持・充実させ、まちの魅力をさらに高めるためには、人々の根源的な営みである教育に大きな力を注ぎ、地域社会を再生させることを通じて、都市基盤を、潤いと魅力と夢があふれる生活基盤へと向上させなければなりません。

私たちは、教育が果たすべき役割を自覚し、人々が創り上げた教育の理念や目標をふまえ、市の発展、まちづくりの柱として教育を据え、その振興に向けて、市民総意のもとで協働して取り組むため、ここに教育立市宣言を行います。

宣言

私たちは、未来の宝として、学ぶ意欲に富み、心やさしくたくましい子どもたちを育てます。

私たちは、人を大切にする人権感覚の豊かな子どもたちを育てます。

私たちは、家庭の力、地域の力、学校の力など、市民の力のつながりを大切にし、市の未来を担う人となります。

私たちは、わがまち河内長野の伝統や文化を大切にし、ふるさとや地域を愛する市民となります。

私たちは、豊かな学びの場のもとに、生涯にわたって学び続け、自らの人生を充実させるとともに、学びの成果を活かして社会に貢献します。

かわらずなが～く
ふだんのしあわせ

